

新潟県立大学アドバイザー教員規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 59 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学学則（以下「学則」という。）第 37 条第 2 項の規定に基づき、アドバイザー教員に関し必要な事項を定めるものとする。

(アドバイザー教員の構成)

第 2 条 アドバイザー教員は、本学の専任教員があたるものとする。

(職務)

第 3 条 アドバイザー教員は、学業成績に関する学生への情報提供を行い、学生の履修計画の指導及び学生生活全般についての助言を行う。

(任命)

第 4 条 学部長は、学科長の推薦に基づき、教員をアドバイザー教員として任命する。

(定数)

第 5 条 アドバイザー教員の定数は 48 名以上とする。

(学生相談窓口)

第 6 条 学生相談窓口を事務局に設置し、相談窓口担当者 1 名を学長が任命する。

2 相談窓口担当者は、アドバイザー教員との連携を図り、学生支援に努めるものとする。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、アドバイザー教員に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。